

工 事 請 負 契 約 書 (案)

- 1 工 事 名 南信森林管理署庁舎外部建具改修工事
- 2 工 事 場 所 長野県伊那市山寺1499-1
- 3 工 期 契約締結日の翌日 から
令和8年 2月10日まで
- 4 請負代金額 ¥ 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥ 円)
- 5 契約保証金額 ¥ 円
- 6 前 払 金 請負代金額の10分の4以内
- 7 あっせん又は調停を行う建設工事紛争審査会
[長野県]建設工事紛争審査会
- 8 選 択 条 項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、その内適用
されるものは(○印)、削除されるものは(×印)である。

適用削除 の 区 分	選 択 事 項	選 択 条 項
	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
	契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証	第4条第1項第3号
	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
	[] 主任技術者 [] 監理技術者	第10条第1項第2号
×	支給材料及び貸与品	第15条
	前金払	第35条第1項
×	中間前金払	第35条第4項
×	部分払 回以内	第38条
×	部分払の対象となる工場製品	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

9 請負代金の請求

請負代金の支払いについて、受注者は別紙「南信森林管理署庁舎外部建具改修工事請負金額分担金内訳書」に基づき、発注者及び自衛隊長野地方協力本部に書面をもって請求するものとし、前払金を請求する場合についても同様とする。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年 月 日に交付した国有林野事業工事請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 (住所) 長野県伊那市山寺1499-1
分任支出負担行為担当官
(氏名) 南信森林管理署長 滝 勝也

受注者 (住所)
(氏名)

別紙 2

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

1 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用（直接工事費）

円（税抜き）

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

建 設 資 材 廃 棄 物 の 種 類	施 設 の 名 称	所 在 地

4 再資源化等に要する費用（直接工事費）

円（税抜き）

別紙

南信森林管理署庁舎外部建具改修工事 請負金額分担金内訳書

	窓記号 規格等	AD2	AD3	AW1	AW2	AW3	AW3	AW4	AW5	AW6	AW7①	AW7②	AW8	AW9	AW10	AW11	計	割合 (%)	請負金額 (円)
		専用	専用	専用	専用	専用	女子WC 共有	専用	専用	専用	専用	専用	専用	専用	専用	専用			
庁舎全体	W(m)	1.58	0.775	1.17	4.21	2.5	1.67	4.17	4.21	4.21	2.48	1.65	3.21	2.54	1.60	1.60			
	H(m)	2.685	1.98	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50	2.50	1.50	1.50	1.50	1.50			
	面積 (㎡)	4.24	1.53	1.76	6.32	3.75	2.51	6.26	6.32	6.32	3.72	4.13	4.82	3.81	2.40	2.40	70.92		
	枚 数	2	1	2	12	1		1	2	1	2		1	2	2	1	30		
	面積計 (㎡)	8.48	1.53	3.52	75.84	3.75	2.51	6.26	12.64	6.32	7.44	8.26	4.82	7.62	4.80	2.40	156.19	100.0	
南信署	枚 数	1	1	2	12		(1)	1	2	1	2		1	2		1	26		
	面積計 (㎡)	4.24	1.53	3.52	75.84	0	2.26	6.26	12.64	6.32	7.44	8.26	4.82	7.62	0	2.16	142.91	91.5	
自衛隊	枚 数	1				1									2	(1)	4		
	面積計 (㎡)	4.24	0	0	0	3.75	0.25	0	0	0	0	0	0	0	4.80	0.24	13.28	8.5	

別紙

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 受注者は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 受注者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」

という。)を再請負人等(再請負人(再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。)、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。))及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 発注者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することはない。

2 受注者は、発注者が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

仕 様 書

- 1 工 事 名 南信森林管理署庁舎外部建具改修工事
- 2 工事場所 長野県伊那市山寺1499-1
- 3 工事内容 設計図書及び工事費内訳書のとおり
- 4 工事期間 契約締結日の翌日から令和8年2月10日
- 5 一般事項

- (1) 本工事は本仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」及び「建築物解体工事共通仕様書・同解説」に基づき施工するものとする。
- (2) 工事写真は主要な施工段階ごとに工事着工前、完成後及び工事後隠ぺいとなる箇所、材料・器具搬入時、その他監督職員の指示に基づき撮影し、工事完了後は速やかに提出すること。
- (3) 施工中の安全確保については建築基準法、労働安全衛生法その他関係法令等に基づくほか、建築工事安全施工技術指針を踏まえ、施工に伴う災害及び事故の防止に努めること。
災害、事故が発生した場合は、人命の安全確保をすべてに優先させるとともに、二次災害が発生しないよう工事現場の安全確保に努め、直ちにその経緯を監督職員に報告すること。
- (4) 南信森林管理署駐車場等の使用に関しては監督職員の指示を受けること。
- (5) 発注者が指定した範囲以外には立ち入らないものとし、立ち入る必要が生じた場合には事前に監督職員へ連絡し指示を受けるものとする。また、立ち入った際に入手した情報については守秘義務を順守すること。

本作業の実施にあたって、既設建造物、機器その他設備等に危害を及ぼさないように注意して作業を行うこと。仮に、これら既設の施設等を破損又は汚損した場合は、速やかに監督職員に届出、指示に従い受注者の負担において、完全に修復しなければならない。

- (6) 本仕様書に明記のない事項又は疑義を生じた場合は監督職員と協議するものとする。

6 特記事項

- (1) 2階署長室、事務室及び1階貸し事務室1・2については、南信森林管理署及び自衛隊伊那地域事務所での執務を考慮し、土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日に施工すること。また、入札室については平日の施工を基本とするが、入札日、会議開催日には休工とするように事前に監督職員と協議のうえ日程を調整すること。
- (2) 工事に必要となる電気・水道の使用及びトイレ利用は可能である。